

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目 次>

- 1 [資料 80-5-1] 改正概要 1
- 2 [資料 80-5-2] 新旧対照表 7

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について
(電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による
特定電気通信設備の指定について)

平成29年9月1日
事 務 局

電気通信事業の登録の更新制について

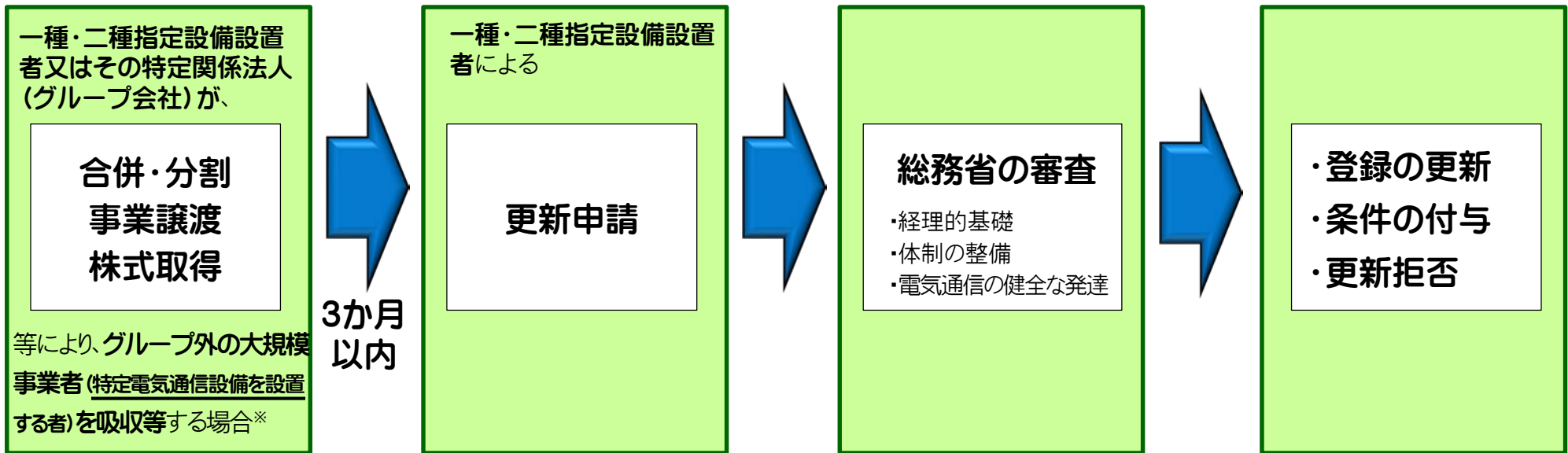
制度の概要

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者: NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

※3 自己の「親会社」「子会社」「兄弟会社」「その他政令で定める特殊の関係にある法人」(法第12条の2第4項、令第1条、規則第4条の2の2)

- 一種※1・二種指定設備設置者※2又はその特定関係法人※3(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者(特定電気通信設備の設置者)と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定設備設置者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付ける。(法第12条の2) (平成27年電気通信事業法改正により新設。平成28年5月21日施行)

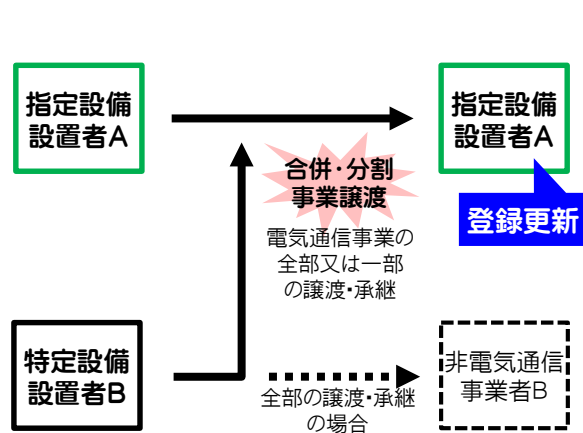


※ 新たに一種・二種指定設備設置者となる場合も、登録の更新義務が発生

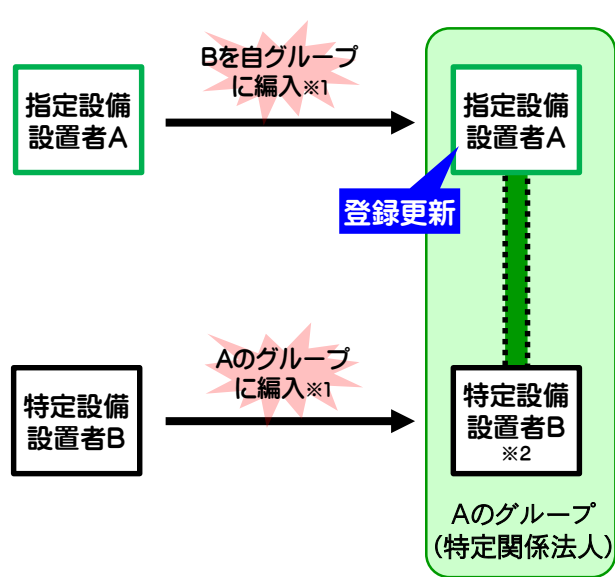
登録の更新が必要となる主な事例 (イメージ)

(すでに同一グループ内にある会社の合併、分割、事業譲渡や株式取得は、登録の更新の対象外)

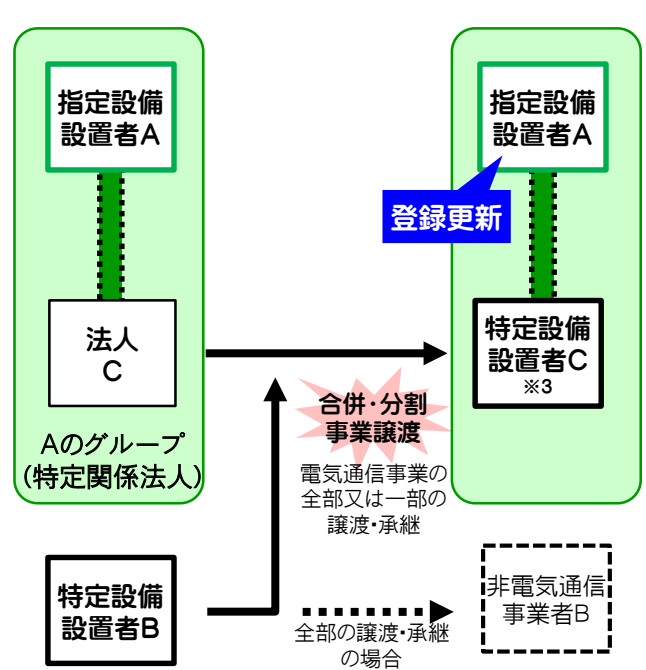
ケース① 指定設備設置者による合併等 (吸収合併等)



ケース② 指定設備設置者による株式取得に伴うもの



ケース③ 指定設備設置者のグループ会社による合併等



※1 株式取得による子会社化等

※2 特定設備設置者Bが指定設備設置者の場合は、Bも登録更新の対象

※3 特定設備設置者Cが指定設備設置者となる場合は、Cも登録更新の対象

指定設備設置者 (上記A)	固定系(一種指定設備設置者)・・・加入者回線シェアが50%を超える電気通信事業者 (NTT東日本、NTT西日本(2社)) 移動系(二種指定設備設置者)・・・端末シェアが10%を超える電気通信事業者 (NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク(4社))
特定設備設置者 (上記B)	固定系・・・ ①一種指定設備設置者(2社)、 ②加入者回線シェアが10%を超える電気通信事業者(7社) 移動系・・・ ③二種指定設備設置者(4社)、 ④端末シェアが3%を超える電気通信事業者(2社)

現在の特定電気通信設備の指定対象

(1) 固定通信

一種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

指定基準

○電気通信事業法施行規則(第4条の3第1項)

地理的区域	閾値
都道府県	加入者回線シェア:10%超

対象事業者 (7社)

○平成28年総務省告示第104号

単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	①中部テレコミュニケーション
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ・オプティコム
京都府	②ケイ・オプティコム
大阪府	③ジェイコムウエスト
	②ケイ・オプティコム
兵庫県	②ケイ・オプティコム
	③ジェイコムウエスト

単位指定区域	電気通信事業者
奈良県	④近鉄ケーブルネットワーク
	②ケイ・オプティコム
和歌山県	②ケイ・オプティコム
香川県	⑤STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

対象設備

固定端末系伝送路設備、ルータ等交換等設備、伝送路設備、公衆電話機及びこれに付随する設備 等

(2) 移動通信

二種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

指定基準

○電気通信事業法施行規則(第4条の4第2項)

地理的区域	閾値
業務区域	端末シェア:3%超

対象事業者 (2社)

○平成28年総務省告示第105号

UQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング(WCP)

対象設備

交換設備、交換設備相互間に設置される伝送路設備、携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 等

加入者回線シェア／端末シェアの推移

(1) 固定通信

委員限り

(2) 移動通信

委員限り

「諮問を要しない軽微な事項について」の改正

法第12条の2第4項第2号ロ又はニの規定による「特定電気通信設備」の指定は、法第169条第2号の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項とされているが、このうち、以下のものについては、諮問を要しない軽微な事項としたい。
(施行期日は、電気通信事業部会において改正を決定した日とする。)

◆ 毎年度の報告により、指定基準（固定:加入者回線シェア10%/移動:端末シェア3%）を超えたことによる指定

加入者回線シェア/端末シェアは、電気通信事業者からの毎年度の報告（電気通信事業報告規則第3条）により算出。

→ これまで、指定基準を超えた場合には、「特定電気通信設備」として指定しており、今後も毎年度の報告による同様の指定を行う見込みであるため。

◆ 一種指定設備/二種指定設備の指定と同種の「特定電気通信設備」の指定

「特定電気通信設備」の指定の対象となる電気通信設備は、一種指定設備（法第33条第1項）又は二種指定設備（法第34条第1項）を踏襲。

→ 一種指定設備又は二種指定設備の指定を行う場合には、今後も同様に同種の指定を行う見込みであるため。

○ 諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第五項までの規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>一 第十二条の二第四項第二号ロ又は二の規定による電気通信設備の指定のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気通信設備の指定</p> <p>イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）第三条第一項の規定による固定端末系伝送路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合</p> <p>ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合</p> <p>2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の電気通信設備の指定</p> <p>イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項</p> <p>ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の</p>	<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第四項の規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>（新設）</p>

九の二第一項

二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設
定に関する事案のうち、施行規則第十九条の五第一項
の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないも
の。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者
物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年
における消費者物価指数変動率を用いるもの
- 2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的
要因を用いるもの

三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は
改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続
を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規
定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計
に関する手続を定める場合を除く。）

- 四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又
は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業
者の別を設定又は変更するもの
- 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更す
るもの
- 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備

五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提
供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関
する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整
理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定
に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの
六 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項
として個別に認定したもの

一 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設
定に関する事案のうち、電気通信事業法施行規則（昭
和六十年郵政省令第二十五号。以下「規則」という。
）第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率
を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを
除く。

- 1 規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指
数変動率として、同条第三項に規定する暦年におけ
る消費者物価指数変動率を用いるもの
- 2 規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因
を用いるもの

二 法第三十条第五項の規定による総務省令の制定又は
改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続
を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規
定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計
に関する手続を定める場合を除く。）

- 三 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又
は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業
者の別を設定又は変更するもの
- 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更す
るもの
- 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備

四 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提
供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関
する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整
理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定
に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの
五 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項
として個別に認定したもの